# 今後の大規模土砂災害対策のあり方 論点

# これまでの大規模土砂災害対策に関する取り組み

- ・土砂災害防止法を改正し、河道閉塞・火山噴火に伴う土石流等による人的被害軽減のための危機管理体制を強化
- ・平常時から緊急時を通じてのハード・ソフト両面の対策からなる「火山噴火緊急減災対策計画」の策定、深層崩壊に 対する既存施設を活用した緊急的な機能増強のための技術開発の推進等により、緊急時の危機管理体制を強化

#### 

### ■大規模土砂災害に対する取り組みについて

- ・施設整備による想定規模を上回る現象により、 基大な被害が発生するおそれ
- ・影響が広い範囲に及び、長期化するおそれ
- ・大規模災害が複合的に発生するおそれ

- ・警戒避難により人命を保全するため、大規模土砂災害による被害 や発生の危険性に対して、国民や市町村等の理解を得る上で留意 すべき点は何か
- ・大規模土砂災害に対し、避難による対策を強化する場合、いわゆる「空振り」が課題になると想定されるが、どのような点に留意 すべきか

#### ■二次災害防止のための取り組みについて

- ・市町村・都道府県の行政機能が、長期間にわ たり著しく低下するおそれ
- ・土砂災害の発生状況の把握が迅速に実施できず、 応急対策が遅れるおそれ
- ・市町村・都道府県の行政機能が著しく低下している状況で、土砂 災害から人命を保全するために、警戒避難体制をどのように確立 し、国はいかなる役割を果たすべきか

# ■今回の大震災を踏まえた被災地域の復興、安全・安心な社会の実現のための取り組みについて

- ・壊滅的な被害、住民の離散等により、存亡の 危機に直面する地域が生じるおそれ
- ・新たなまちづくりを進める上で、安全な土地 の確保が困難となるおそれ
- ・居住地の移動や無秩序な開発により、新たな 土砂災害の危険が高まるおそれ
- ・被災地域の復興において、砂防が果たすべき役割は何か
- ・保全すべき住民や資産の存在を前提とする通常の砂防関係事業に対し、壊滅的な被害を受けた地域に限り、まちづくり部局等との連携の下、現存の資産状況等とは関係なく新たな安全なスペースの確保を主目的とする砂防関係事業の概念は成り立ち得るか
- ・山側の土砂災害のおそれのある土地への移転等に対しては、工事により安全の確保を図るハード対策と土砂災害防止法による警戒 避難・立地抑制等のソフト対策とが考えられるが、これらをどの ように進めていくべきか